

神野こども園 ホームページ運用規定

第1条 本規定について

この規定は、学校法人佐賀学園神野こども園におけるホームページの運用に関し、園児及び教職員並びに保護者の人権を尊重し有効な情報発信のために、必要な項目を定めるものとする。

- 1 園での生活（ブログ、園だより）、園のご案内、園での一日、在園児の保護者の皆様へ（各種様式）、こうの子育てサロン、採用についての項目を設ける。

第2条 ホームページ公開の目的

本園ホームページの公開の目的は、次の通りとする。

- 1 本園の特色や園児の活動を、広く一般に公開する。
- 2 本園の園児の活動を保護者に公開し、活動への理解と協力を得るために活用する。
- 3 本園の教育・保育活動をより充実、発展したものとするため活用する。

第3条 ホームページの管理運用

- 1 本園ホームページの管理責任者は園長とする。
- 2 公開の目的に基づき、本園職員が作成したページについて管理責任者の承認を経てページを公開・更新する。

第4条 情報公開の範囲

- 1 氏名、住所、電話番号、生年月日等の園児及び保護者、職員の個人情報は掲載しない。
- 2 顔が判別できる園児の写真や作品の掲載については、入園時に提出された「個人情報の使用に関する同意書」の記載に基づいて行う。
- 3 写真は顔と名前が一致しないよう名札等の名前は消すなど修正し、また写真と同時に掲載した文中の情報を組み合わせることにより個人名が判別しないよう留意する。

第5条 著作権

各ページの著作に関しては、すべて学校法人佐賀学園神野こども園が有するものとする。

第6条 規定の見直し

ホームページの技術の進歩等に伴い、この規定に示した事項の見直しの必要が生じたときは速やかに規定の見直しを行う。

第7条 附則

この規定は、令和6年6月20日から施行する。